

FISIMの対象となる金融商品について (論点メモ)

東京大学 藤井眞理子

2005年2月

1 基本的な考え方

1.1 「預金」「貸出」を基本とする考え方

委員会におけるこれまでの説明では、

1. 金融仲介機関だけが FISIM を生産する
2. 金融仲介機関による「価格コントロールが（観念的に）可能であること」が FISIM 対象商品の条件
3. 「貸出」と「預金」を基本に考え、類似商品として「金融債」「証書形式の私募債を貸付とした上で、その他の私募債」が検討対象

とされている。この場合、金融仲介機関の活動においてその資産、負債構成における FISIM 対象金融商品と対象外商品との間で変化が生じれば、金融セクターの産出額を変動させる。

なお、この定義においても、金融仲介機関にはナローバンク（主として決済業務を行い、運用においてはリスクの小さい国債などに限定して運用する預金取扱機関）からノンバンクまで、さまざまな類型が考えられることに注意が必要である（図1参照）。

1.2 すべての資産、負債を対象とする考え方

金融商品の構成変化による産出の変動を回避する1つの考え方は、対象商品を限定列举しない方式である。例えば、米国のNIPA2003年改定の説明では、商業銀行を対象とした場合、歴史的に資産、負債の構成に大きな変化がみられることから、この点をも考慮し、有利子のすべての資産、負債を対象とした金融サービスの推計を行っている（図5、6参照）。

⇒ A. 金融機関が行う明示的な対価のないサービスはすべてFISIMとして把握するのか、あるいは、B. 金融機関のみが業として行いうる独自のサービスで明示的な対価のないサービス（対象商品を限定するアプローチ）をFISIMとして把握するのか。

なお、金融仲介機関の産出は、基本的には、

「グロスの産出額」 = 「明示的なサービスの売上」 + 「インプリシットなサービスの売上」
= 「手数料として把握される部分」 + 「FISIMで把握される部分」
となり、「所得」としては財産所得等」が加わるが、それらの間の構成割合は業態により異

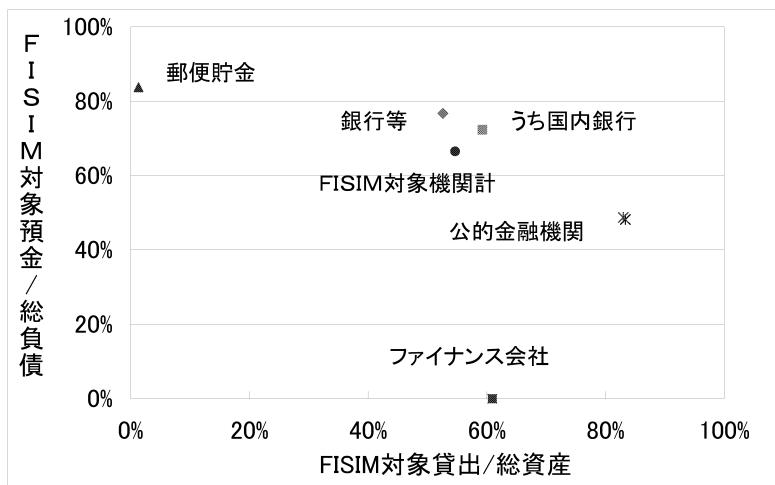


図 1: FISIM 対象金融機関における「貸出」と「預金」の割合

(注) : それぞれの機関における FISIM 対象貸出の総資産に占める割合と FISIM 対象預金の総負債に占める割合をプロットしたもの。FISIM 対象には、資金運用部預託、金融債を含み、私募債を含まない。

(出所) : 日本銀行資金循環勘定 (2004 年 3 月末)

なるとともに、経済環境やビジネスモデルが時代に応じて変化すれば変わる性格のものではないか。

2 日本における金融資産、負債の動向

2.1 長期的な構成の変化

歴史的に見ると、米国では貸出等の割合が変化している。日本についても、FISIM 対象機関、国内銀行等それぞれのカテゴリーで見た場合、FISIM 対象預金および FISIM 対象貸出の割合にはある程度の変化がみられる。また、FISIM 対象機関別の資産規模の相対的な大きさも変化している(図 2~4 参照)。

2.2 金融債、私募社債の動向

- 1997 年の金融システム改革以降、日本の金融制度も基本的にはグローバル・スタンダードを意識したものとなっている。
- 金融債は、長期信用銀行法等特別の法律に基づいて発行されているが、表 1 にみるとおり、残高は減少している。歴史的には預金と類似の機能を果たし、現在でもその一部には預金保険対象のものもある。